

昭和50年10月1日発行（毎月2回1日・15日発行）編集と発行／南国市広報委員会／事務局／企画財政課広報広聴係



「不況とインフレにはかなワンショなんてちまたの騒音をよそに  
むくな子どもとワンちゃんの“ワン。カット（長岡で）

■きょうの話題・あすの話題……2～3

なくそう供應・買収選挙  
10月12日は市会議員選挙の投票日です

■基本構想の策定すすむ……4～5

未来像は「田園文化都市」  
課長会、係長会で専門部会スタート

■解放教育の創造を……6～7

市同和教育研究大会に約500人が熱心に研究/差別事件で糾弾  
会／トピックス

■あなたがつくるページ……8～9

詩・久礼田文三・森田房子／島崎きみ子／カット・岡田圭代・  
門田幸子／笑点・古谷栄幸／南国歌壇／南国俳壇／親子クイズ⑩／大篠小学校自転車クラブ／学校めぐり・三和小学校

■お知らせのページ……10～11

中央高齢者教室／簡易積立金の効用／子供とお年寄の交通安全／母子家庭緊急事業／その他

■市民カレンダー……12

あなたと市政をむすぶ

広報なんこく

10/1 1975 No.204

編集・発行／南国市広報委員会







## あたたかくするページ

### あさやの便り

堤の野ばらもむくげも  
もう花は咲かなくなり  
群れていた川魚の姿も  
再び見ることがないであろうか  
詩の川は死の川と化し

ああ 悲しいかな国府川よ

久礼田文三（久礼田）



### 詩

川

川は昔は清冽な流れであった  
電源開発と  
石炭の採掘によって荒れ  
集中豪雨の襲来にあって堤は切れ  
また砂土にさがれていた  
毎年冬から春にかけて  
巨大な機械と人海戦術の毎日月に  
川は合理化され  
流路はよくなつたが

夏の暑い夕暮れ時  
野ばらやむくげの花が咲いた  
また两岸の堤には  
初夏がくると  
鯉や鮎が群れてはねた  
山や里は開発によって荒れ  
集中豪雨の襲来にあって堤は切れ  
また砂土にさがれていた  
毎年冬から春にかけて  
巨大な機械と人海戦術の毎日月に  
川は合理化され  
流路はよくなつたが

秋近しと鳴くせみの  
声が淋しいと泣いている  
秋の日のビオロンの香を  
待ちこがれてかこの頃は  
半袖の服をタンスにかなでける  
タンスの中の香をかいでの  
甘いにおいにはを染める頃  
落ち葉の恋人が  
ひと足早い秋の風に乗って  
夢を 歌を舞つてくれるだろう  
森田房子（大塙）

さみだれ  
さみだれ  
重なれる山が沖よりしろくなり  
高知平野に梅雨のあめ降る  
縫ひをればみなみの山を被ひつつ  
今日幾たびの雨降り過ぎぬ  
ぬれて傾く南天の枝  
堅く絞りゆく雑布にしも湯の熱し  
窓を開け放ちて疊を拭きぬ  
ひと時のひかり眩しくさみだれに  
ぬれて傾く南天の枝  
空濁る今日の夕べの雲はやし  
昨日のごとくひぐらし鳴きで  
島崎きみ子（岡豊町）

門田幸子（久礼田）

さみだれ  
さみだれ  
重なれる山が沖よりしろくなり  
高知平野に梅雨のあめ降る  
縫ひをればみなみの山を被ひつつ  
今日幾たびの雨降り過ぎぬ  
ぬれて傾く南天の枝  
堅く絞りゆく雑布にしも湯の熱し  
窓を開け放ちて疊を拭きぬ  
ひと時のひかり眩しくさみだれに  
ぬれて傾く南天の枝  
空濁る今日の夕べの雲はやし  
昨日のごとくひぐらし鳴きで  
島崎きみ子（岡豊町）



### 学校めぐり

この家庭で話し合つて答えてください。答えは今月号の広報に

もんたい

告示で、〇〇日が投票日です。

■しめきり・十月十五日

■おり先・〒783 南国市

大塙・南国市役所内、広報委員会、親子クイズ係

■答えるハガキには、必ずお歳、職業を書いてください。

■は黒のスミまたはインキでかい

して下さい。

■広報や行政に関する意見、

■マンガ、詩、地区の話題など

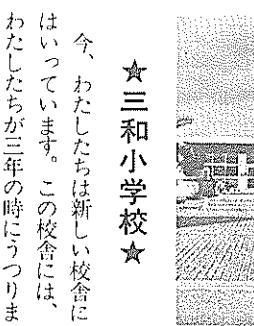
■しじょよせください。マンガ

■は黒のスミまたはインキでかい

して下さい。



る



き

物部川合同セキ、建設き (37年)

### ミニ広報

田村で弥生式土器など発掘 (38年)

### 交通安全こども自転車 全国大会に出場して 大篠小学校自転車クラブ



木立グレーの脚伸ばしてなおまぶし  
領石 唐着勇  
「紀代田林地」  
「コフラ」さす月は昔の宿ながら  
有じにも似ぬ消ゆる松影

比江 竹内鳴雀  
身をよじる程すがりたき数目を  
過ぎて遠野の白雲佛

大塙 和田房  
水禍の村一音低き蟬の声

聞く程に悲報次々秋出水  
華やかに灯りて淋し益灯籠  
燃えにくき出水の苔秋晩し  
崇徳陵天に連なる青あけび  
病葉や没り日影曳く御陵道  
からたちの実の紅に旅果つる  
遺稿集読めば銀河に手の届く  
大師のもの盗みて寺の蟻稼ぐ

柿の寒会 香川きみ子  
北岡 郁子  
公文 東梨  
山中 日央  
田村 一翠  
西川 常雄  
岡崎 美枝  
和泉えい子

小松 ふみ

坂本憲俊くん (亀岩)  
橋田香代子さん (篠原)

■残念賞 (記念品)  
坂本千恵里 (植田) 隅田幸子  
(後免町) 戸田正光 (領石) 野  
村敏三 (前浜) 村田明子 (植野)  
山中啓司 (大塙) 森田泰夫 (後  
免町) 戸梶之祐 (稻生) 山本初  
子 (稻生) 野中りか (久礼田)

おめでとうございました。

特賞に  
坂本憲俊くん (亀岩)  
橋田香代子さん (篠原)

■第48回の正解者発表  
■こたえ 南国市美術展覧会は  
十一月①②日から十二月七日ま  
で開かれます。

特賞・二千円

■もんたい

告示で、〇〇日が投票日です。

■しめきり・十月十五日

■おり先・〒783 南国市

大塙・南国市役所内、広報委員会、親子クイズ係

■答えるハガキには、必ずお歳、職業を書いてください。

■は黒のスミまたはインキでかい

して下さい。

■は黒のスミまたはインキでかい

## 母子家庭緊急援護事業

### 10月1日より実施

母子家庭緊急援護事業が10月1日より実施されます。これは、母の一時的な疾病のため日常生活を営むのに支障のある母子家庭に対し、介護人を派遣して無料で必要な介護や乳幼児の保育を行うものです。

派遣対象家庭の条件は、家族構成のうち乳幼児が含まれていることが原則。ただし、乳幼児のほかに義務教育終了後の児童または母子世帯の母以外の成人が含まれている場合は除かれます。このような対象家庭であって、その母の一時的な（1日ないし数日）疾病のため日常生活を営むのに支障があり、かつ介護を行う者を得ること

### 児童扶養・特別児童扶養手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給される資格や手当の額が10月1日から改善されることになりました。

■児童扶養手当とは……父のいない家庭の児童または父が身体障害者（国民年金法別表1級または2級に相当）や長期療養中で義務教育終了前の児童を母または母にかわって監護している人に支給されます。また、義務教育終了後満20歳に達するまでの児童で障害が1

#### 支給要件の拡大

支給要件	貢献年月		支給要件	
	実施年月	支給要件	50年10月から	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数
50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から
支給要件	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数
50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から
支給要件	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数
50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から
支給要件	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数
50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から
支給要件	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数
50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から
支給要件	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数
50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から
支給要件	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数
50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から
支給要件	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数
50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から	50年10月から
支給要件	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件
(1)障害の範囲	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害	国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)	に相当する障害
(2)児童の国籍	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する	児童は日本国民であることを出立する
手当の月額	支給要件	支給要件	支給要件	支給要件

所得制限の限度額	相談		行政相談の利用を	
扶養義務者本人	扶養義務者等の数	扶養義務者本人	扶養義務者等の数	




<tbl\_r cells

10

## 市民カレンダー

10月1日から10月31日まで

日	一般・衛生行事	日	一般・衛生行事
1(木)	不燃物の収集(浜改田)	17(金)	不燃物の収集・1区～8、南小笠、北小笠(折年回地含む) 調停相談会・1.30～4.00 社会福祉センター
2(木)	不燃物収集・前浜(下島里、下島浜、久枝を含む) 糞生結核検診・9.30～10.30 小久保公民館 11.00～11.30中谷高知石灰前 1.00～1.30 立石公民館	18(土)	不燃物の収集(宇田、東崎、東部、西部、中部、折年)
3(金)	長岡西部結核検診・9.30～10.00 一区佐々木広義方前 10.20～10.50中央福祉館 11.20～12.00越戸西福寺前 1.30～2.00 日吉神社前 不燃物の収集(立田)	20(日)	大篠結核検診・9.00～9.30明見浜田氏宅前10.00～10.30篠原 大和工業前、11.00～11.30朝日町ショッピングセンター前、 1.20～2.00市体育館2.30～3.00竹中 吉井理髪店前 愛の献血・1.30～3.30協和農機KK 不燃物の収集(野田)
4(土)	不燃物の収集(田村)	21(火)	日章結核検診・9.00～9.30日章地区公民館10.00～10.30 農協田村出張所11.00～11.30農協物部出張所1.00～1.30ひ まわり牛乳工場前2.00～2.30岩地区公民館 不燃物の収集(後免東町、横町、中町、中ノ丁)
7(火)	三和結核検診・9.30～10.00浜改田⑩前、10.30～11.00 中田公民館・11.30～12.00浜改田東場1.30～2.00三和 地区公民館・2.30～3.00片山松村鉄工所前 大篠成人食講習・1.30集合大篠地区公民館 不燃物の収集(里改田、片山)	22(水)	久礼田乳児検診(7ヵ月～1年3ヵ月)・1.30～2.30領石 支所 インフルエンザ予防接種(1回目)・1.30～1.40瓶岩幼稚 園2.00～2.15奈路小学校2.30～2.40黒滝小学校 不燃物の収集(中島町、沖、三島、吉田、常通寺、江村、 小笠)
8(木)	十市結核検診・9.30～10.30阿戸公民館、11.00～12.00農協 購売部前1.30～2.30 土市場前 瓶岩成人食講習・1.30集合瓶岩地区公民館 不燃物の収集(能間、野田口、城陸、朝日町)	23(木)	三和離乳食講習・1.30集合三和地区公民館 不燃物の収集(植田、久礼田)
9(木)	不燃物の収集(福吉、西窓、新川、鈴江)	24(金)	大篠離乳食講習・1.30集合大篠地区公民館 岡豊結核検診・9.00～9.30小蓮西岡ガソリン店前、10.00 ～10.30八幡製茶ゲート駐車場前、11.00～11.30白木谷公 民館、1.00～1.30中島土居タタミ店前、2.00～2.30小笠立 田酒店前 不燃物の収集(植野、領石)
10(金)	不燃物の収集(山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住 吉野、伊達野、南海学園)	25(土)	不燃物の収集(瓶岩、上合)
11(土)	不燃物の収集(篠原、明見)	26(日)	休日在宅医・岡豊病院(岡豊) 08886602345
12(日)	休日在宅医・吉川診療所(福生) 4-3183	27(月)	不燃物の収集(国府、岩)
13(火)	久礼田結核検診・9.00～9.30農協国府支所10.00～10.30久 礼田地区公民館、11.00～11.30領石支所、1.00～1.30農協瓶 岩支所、2.00～2.30奈路公民館 不燃物の収集(物部)	28(火)	久礼田乳児検診(2ヵ月～6ヵ月) } 1.30集合領石支所 離乳食講習 不燃物の収集(笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原)
14(水)	後免乳児検診(2ヵ月～1年)・2.00～2.30後免町公民館 不燃物の収集(福生) 百・ジ・破(1回目)・かかりつけの医療機関で	29(水)	岩村成人食講習・1.30集合岩地区公民館 大篠乳児検診(2ヵ月～5ヵ月)1.30～2.30大篠地区公民館 インフルエンザ予防接種(1回目)1.30～1.40白木谷小学校 インフルエンザ予防接種(1回目)かかりつけの医療機関で
15(木)	前浜乳児検診(2ヵ月～1年3ヵ月)1.30～2.00南部福祉館 不燃物の収集(後免西町、柴町) 百・ジ・破(1回目)・かかりつけの医療機関で	30(木)	大篠乳児検診(6ヵ月～1年)1.30～2.30大篠地区公民館 インフルエンザ予防接種(1回目)かかりつけの医療機関で
16(金)	不燃物の収集(陣山、三島、上末松、下末松、西山、土井 枝、西島、古市)	31(金)	
17(土)	前浜結核検診・9.30～10.30大原ケンピ店前、11.00～11.30 はまこう前1.00～2.00伊都多神社前2.30～3.00南部保健所前		